

広島地方労働審議会について

地方労働審議会は、厚生労働省組織令第156条の2に基づいて設置されています。

所掌する事務は「都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。」等です。

広島地方労働審議会は、[広島地方労働審議会運営規程](#)により議事運営されています。

広島地方労働審議会開催状況は以下のとおりです。

- ・平成20年度第1回 平成20年11月10日開催
- ・平成20年度第2回 平成21年 3月10日開催
- ・平成21年度第1回 平成21年11月 9日開催
- ・平成21年度第2回 平成22年 3月 9日開催

お問い合わせ先：広島労働局総務部企画室 （TEL082-221-9240）

平成 21 年度第 1 回 広島地方労働審議会 議事録

1 日 時 平成 21 年 11 月 9 日 (月) 14 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所 広島合同庁舎 4 号館 13 階 9 号会議室

3 出席者

[委員]

公益代表委員 上田委員、酒井委員、宮崎委員、森川委員、横田委員
労働者代表委員 石井委員、伊丹委員、国近委員
使用者代表委員 加藤委員、川妻委員、小林委員、田中委員、為廣委員、
中野委員

[労働局]

勝田労働局長、井上総務部長、今塩屋労働基準部長、松森職業安定部長、
久保雇用均等室長、中山総務課長、藤原企画室長、岡労働保険徴収課長、
黒部監督課長、尼崎安全衛生課長、壇上賃金室長、上森労災補償課長、
松崎職業安定課長、森職業対策課長、松前需給調整課長、八木雇用均等
室長補佐、船本企画室長補佐、村上企画係長

4 議題

- (1) 会長の選出について
- (2) 会長代理の指名について
- (3) 広島地方労働審議会家内労働部会委員及び同労働災害防止部会委員
の指名について
- (4) 平成 21 年度広島労働局行政運営方針の推進状況について
- (5) その他

平成 21 年度第 2 回 広島地方労働審議会 議事録

1 日 時 平成 22 年 3 月 9 日 (火) 15 時 00 分～17 時 00 分

2 場 所 広島合同庁舎 4 号館 2 階 11 号会議室

3 出席者

[委員]

公益代表委員 上田委員、河原委員、酒井委員、森川委員、横田委員

労働者代表委員 石井委員、伊丹委員、上野委員、国近委員、児玉委員、
田中委員

使用者代表委員 田中委員、為廣委員

[労働局]

勝田労働局長、井上総務部長、今塩屋労働基準部長、松森職業安定部長、
久保雇用均等室長、中山総務課長、藤原企画室長、岡労働保険徴収課長、
黒部監督課長、尼崎安全衛生課長、壇上賃金室長、上森労災補償課長、
松崎職業安定課長、森職業対策課長、松前需給調整課長、八木雇用均等
室長補佐、船本企画室長補佐、坂禰賃金室長補佐、村上企画係長

4 議題

- (1) 平成 22 年度広島労働局行政運営方針 (案) について
- (2) 広島県最低工賃の改正等について
- (3) 広島地方労働審議会労働災害防止部会の指名について
- (4) その他